

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	福島区役所 中央監視システム用予防保全機器修繕	19:産業用機器	パナソニックESエンジニアリング(株)	3,024,000	平成31年1月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
2	ろ過式集じん装置用ろ布(北斎場)買入	19:産業用機器	ホソカワミクロン(株)	4,968,000	平成31年1月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
3	ろ過式集じん装置用ろ布(鶴見斎場)買入	19:産業用機器	ホーコス(株)	4,363,200	平成31年1月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
4	図書カード(市政改革室) 概算買入	57:贈答用品	大阪府書店(商)	619,850	平成31年2月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	
5	ドアエンジンほか4点(旭区役所)買入	19:産業用機器	ナブコドア(株)	972,000	平成31年2月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

福島区役所 中央監視システム用予防保全機器修繕

### 2 契約の相手方

パナソニック ES エンジニアリング株式会社

### 3 随意契約理由

本修繕は、福島区役所に設置している中央監視設備の一部が経年劣化によりシステム機能が低下したため、消耗品部品を交換し、機能の回復を行うものである。

当該中央監視設備は上記業者の独自技術により設計・制作された機器であり、特有の技術仕様で製作されていることから、構成する各部品は他社から調達できない。また、取替作業についても同様の専門知識や技術が求められることや、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、製造元である上記業者が本契約を履行できる唯一の業者である。

よって上記業者と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

福島区役所企画総務課（総務）

TEL : 06-6464-9625

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

ろ過式集じん装置用ろ布（北斎場）買入

## 2 契約の相手方

ホソカワミクロン株式会社

## 3 随意契約理由

## (1) 製品選定理由

今回買入の北斎場ろ過式集じん装置用ろ布は、ホソカワミクロン株式会社製の排ガス処理装置の主要構成部品であり、排ガス性状（量・温度・流速・圧力損失等）を考慮して、当該会社が独自の技術により設計・製作したものである。

したがって、本部品はろ過式集じん装置と一体であり、形状・寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品は使用できないため、ホソカワミクロン株式会社製を選定するものである。

## (2) 業者選定理由

本部品は、ホソカワミクロン株式会社が直接販売を行っており、他社では取扱いが出来ないため、ホソカワミクロン株式会社を特名するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号 06-6630-3374）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

ろ過式集じん装置用ろ布（鶴見斎場）買入

### 2 契約の相手方

ホーコス株式会社

### 3 随意契約理由

#### （1）製品選定理由

今回買入の鶴見斎場ろ過式集じん装置用ろ布は、ホーコス株式会社製の排ガス処理装置の主要構成部品であり、排ガス性状（量・温度・流速・圧力損失等）を考慮して、当該会社が独自の技術により設計・製作したものである。

したがって、本部品はろ過式集じん装置と一体であり、形状・寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品は使用できないため、ホーコス株式会社製を選定するものである。

#### （2）業者選定理由

本部品は、ホーコス株式会社が直接販売を行っており、他社では取扱いが出来ないため、ホーコス株式会社を特名するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号 06-6630-3374）

## 随意契約理由書

### 1 件名

図書カード（市政改革室）概算買入

### 2 契約の相手方

大阪府書店商業組合

### 3 随意契約理由

本市では、幅広い市民の方々の多様化するニーズを的確に把握し、施策や事業の意思決定に活かすため、市政モニター制度を実施している。市政モニターへは、協力に対する謝礼として、アンケートの回答割合（回答回数）に応じて、あらかじめ定めた額面の図書カードをお渡しすることとしている。

図書カードについては、発行元である日本図書普及株が、一般の顧客に対して直接販売は行っておらず、新刊を扱うなどの条件を満たした加盟書店にのみ販売していることから、本市の契約相手方は加盟書店が対象となる。

また、加盟書店は一般顧客に対し、数量の多少に関わらず額面通りの価格でしか販売を行っていない。

さらに、他都市でモニター制度を有しており謝礼に図書カードを導入している複数市にも調達方法を問合せたところ、有価証券の性質上、均一価格でしか販売されていないため、入札を実施しても価格競争は望めないとの理由から随意契約で調達しているとのことであった。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約を行うこととする。

次に、契約相手方の選定であるが、大阪府下の加盟店で構成されている大阪府書店商業組合は、通常額面価格での販売を行っているが、大阪の読書推進に貢献している大阪市が契約相手方であり、かつ大量一括購入の場合については、額面価格の2%引きで販売するとのことであった。書店で調達した場合は前述のとおり額面価格でしか販売されないため、額面価格の2%引きの価格で購入できることは本市にとって有利な条件であると言える。

以上のことから、契約相手方を大阪府書店商業組合に選定する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

市政改革室マネジメント改革担当（電話番号 06-6208-9769）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

ドアエンジンほか4点（旭区役所）買入

### 2 契約の相手方

ナブコドア株式会社

### 3 随意契約理由

#### （1）製品選定理由

旭区役所庁舎に設置している自動扉装置は、全てナブテスコ株式会社製である。

本案件により調達する製品については、ナブテスコ株式会社製以外の製品では既存の自動扉装置と互換性がなく、人を感知するセンサーからの信号をコントローラーが受信し、エンジンを稼働させ、ドアが開閉する一連の動作が不可能である。

#### （2）業者選定理由

ナブコドア株式会社は西日本地区（九州地区は除く）において、ナブテスコ株式会社の製品を販売、設計、施工、保守メンテナンス及び修理業務を行う唯一の代理店であり、他社では取扱いが出来ないため、ナブコドア株式会社を特名するものである。

なお、ナブテスコ株式会社は本案件により調達する製品の販売、設置等は行っておりません。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

旭区役所 総務課 （電話番号 06-6957-9169）